

認可外保育施設集団指導 (居宅訪問型保育事業所)

港区 子ども家庭支援部
子ども政策課子ども施設指導係

2026. 5. 28

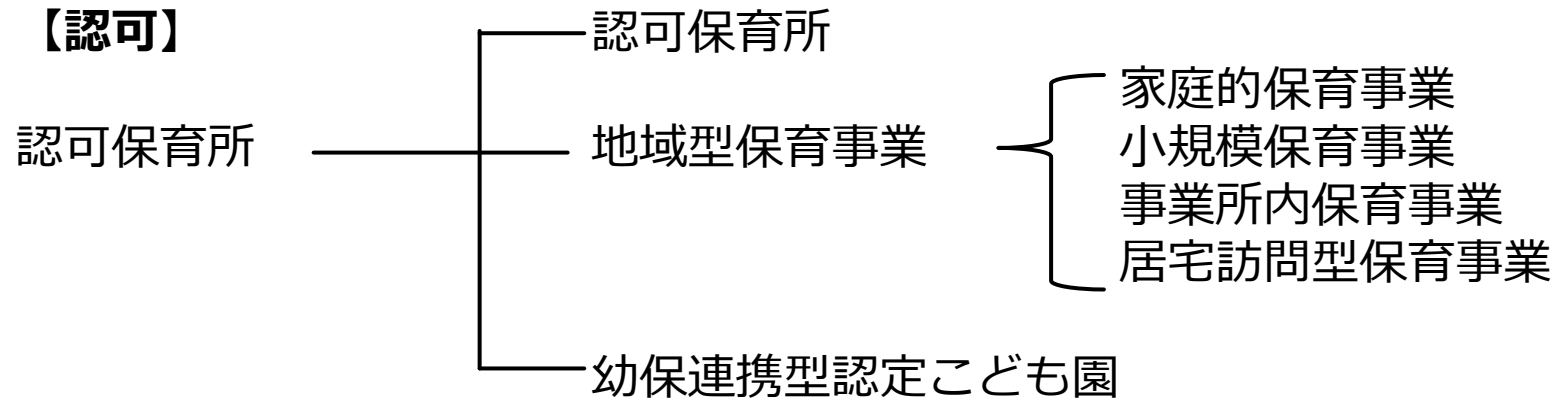
【目次】

- 認可外保育施設の概要 P 1
- 認可外保育施設の届出 P 4
- 認可外保育施設の報告 P 7
- 立入調査について P12
- 認可外保育施設指導監督基準の説明 P17
- 認可外保育施設指導監督基準を
満たす旨の証明書について P37

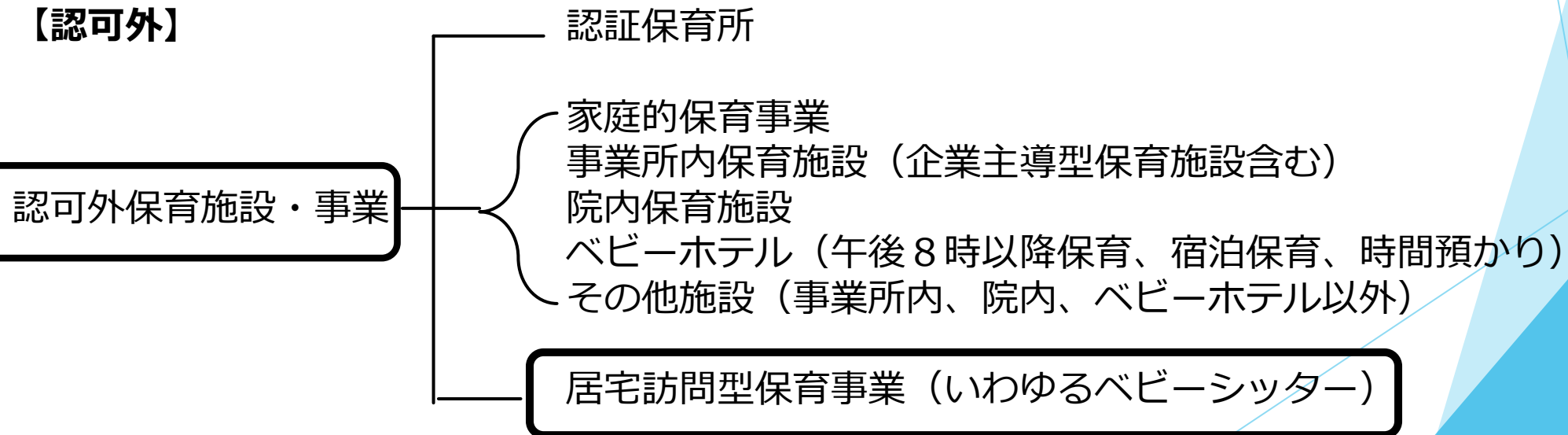
認可外保育施設の概要

認可外保育施設の概要

【認可】



【認可外】



認可外保育施設（居宅訪問型事業）と港区との主な関わり

事前指導	窓口・電話相談など
届出	設置届、変更届、休止・廃止届（本資料P5参照）
報告	運営状況報告、事故報告等（本資料P7～参照）
立入調査	法人→法人現地にて実施 個人事業主→書面審査にて実施
集団指導	書面配布又は講習
その他	研修の周知、開催等

認可外保育施設の届出

認可外保育施設の届出義務

- ◆ 認可外保育施設の設置者は、事業の開始の日又は変更・休止・廃止の日から1か月以内に港区長へ届け出なければならない。
(児童福祉法第59条の2第1項)
- ◆ 規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は50万円以下の過料に処する。
(児童福祉法第62条の5)

届出の種別

設置届	事業開始後、 <u>認可外保育施設設置届（別記第1号様式）</u> その他添付書類により必要事項を届け出ます。
変更届	事業開始後、次に掲げる届出事項に変更があった場合、 <u>認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）</u> により 変更内容を届け出ます。 ①施設の名称・所在地、連絡先 ②設置者の氏名（名称）・住所（所在地）、連絡先 ③管理者の氏名・住所
休止・廃止届	施設を休止又は廃止した場合、 <u>認可外保育施設休止・廃止届</u> <u>（別記第3号様式）</u> により届け出ます。

上記届出の提出先 : 港区役所 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども政策推進係
または minato119@city.minato.tokyo.jp

認可外保育施設の報告

港区への報告

◆ 運営状況報告

毎年10月1日時点の施設の運営状況を報告

◆ 事故報告

① 施設で重大な事故（死亡、重傷事故、食中毒など）が発生した場合

② 港区に報告する事故（施設→港区）

（報告対象等の詳細は、本資料9ページ、報告の系統については、本資料10ページを参照）

- 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）が施行されたことに伴い、認可外保育施設については事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告が義務化されました。また、区では令和3年より必要に応じ、発生状況及び再発防止について把握しておくべき事案としておりますので、報告をお願いいたします。

事故報告について

添付資料 1 参照

◆ 次の項目に該当する場合は、港区に事故報告を提出してください。

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - ア 「事故」が原因である場合
 - イ 明らかに「病気」が原因であると判断された場合でも一週間経過後も意識が回復しない場合
 - ウ 原因が「不明」な場合
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
- (4) 自動車への置き去り事故
送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）の装備が義務付けられている自動車は、以下のア及びイの双方に該当する場合、安全装置の装備が義務付けられていない自動車は以下のアに該当する場合
 - ア 点呼等による所在確認の不実施による事故
 - イ 安全装置の不適切な運用は故障等による事故

(5) 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じたとき

ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が一週間以内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ 上記ア及びイに該当しない場合でも、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※ (5) に該当する場合は、みなと保健所にも報告してください。

(6) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生した場合、又は発生しかけたとき

(7) 救急車の出動を要請した事故等

(8) 手術を要する負傷等

(9) 頭部に衝撃を受けた事故で医師に再受診を求められたもの

(10) アレルギー関連事故

(アレルギーの誤食、アナフィラキシーショック症状の発症等)

(11) その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案

(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)が発生した場合

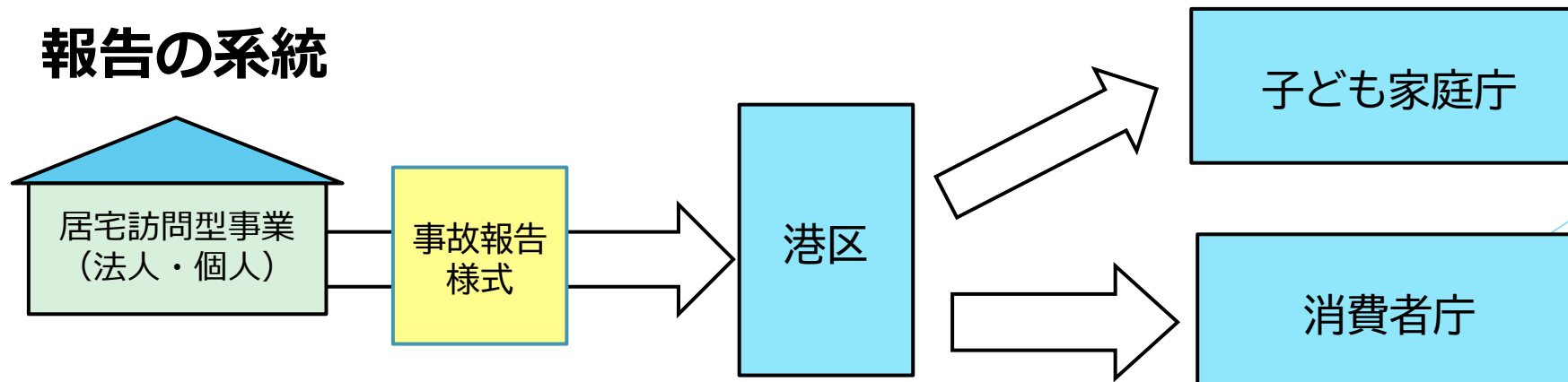
◆ 報告期限

第一報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）に港区へ電話で報告してください。
第二報は、原則 1 か月以内とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告をしてください。
また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告をしてください。

報告先 港区役所 子ども家庭支援部 子ども政策課 子ども施設指導係
電話 03-3578-2447

◎事故報告様式は minato119より(令和8年4月16日)送付した
【港区】保育施設における事故発生等の報告について(通知)に
添付している様式を使用してください。

報告の系統



立入調査について

立入調査とは

児童福祉法59条第1項及びこども・子育て支援法第58条の8第1項の規定に基づき定められた港区認可外保育施設に対する指導監督等要綱により、港区認可外保育施設指導監督基準の調査項目全般にわたって、ヒアリングや備付書類等により、基準への適合状況を確認する調査です。

立入調査の目的

- ◆児童福祉法第59条その他法令に基づく、認可外保育施設（事業所）に対する指導監督の一環です。
- ◆児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認します。

立入調査の流れ [一般的な流れ]

- ① 【区】 設置届・運営状況報告書等により施設の状況把握
- ▼
- ② 【区】 立入調査対象施設を選定、実施通知を送付
- ▼
- ③ 【区】 立入調査の実施
- ▼
- ④ 【区】 調査結果を通知
- ▼
- ⑤ 【事業者】 改善報告書の提出 (原則30日以内)
- ▼
- ⑥ 【区】 改善状況報告書の確認・再指導等

改善されない場合など

立入調査 [随時対応の場合]

次のような場合、随時立入調査を実施します。

- 死亡事故等の重大事故が発生した場合
- 児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき、通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等を含む。）
- 利用者等から苦情や相談が寄せられている場合等で児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等

 **立入調査実施**

立入調査の流れ【随時対応の場合】

- ① 【区】 立入調査の実施
- ② 【区】 立入調査 結果通知
- ③ 【事業者】 改善状況報告書の提出
- ④ 【区】 改善状況報告書の確認
- ▼
- ▼ 改善されない場合
- ⑤ 【区】 **改善勧告**
- ▼
- ⑥ 【区】 改善状況報告書の確認
- ▼ 勧告に従わない場合
- ⑦ 【区】 公表
- ▼ 弁明の機会の付与 港区児童福祉審議会へ意見聴取
- ⑧ **業務停止命令又は施設閉鎖命令**

- ・ 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ・ 著しく利用児童の安全性に問題がある等

直接⑤へ

認可外保育施設指導監督基準の説明

港区認可外保育施設指導監督基準は、港区のホームページに掲載しています。

→ 港区ホームページ

> 子育て・教育 > 保育園・幼稚園 > 保育園

> 認可外保育施設

> 認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請について（設置者用）

> 6 立入調査・指導監督基準についてはこちらから

> 1、立入調査と指導監督基準について

（2）指導監督の基準



<立入調査・指導監督基準について>

【指導基準 1 保育に従事する者及び資格】

◆保育に従事する者の数

原則、1人に対して乳幼児1人

指導基準1 (1)

※保育している乳幼児が兄弟姉妹とともに利用している場合で、保護者が契約において同意しているときは例外とする。

※保護者の同意は書面やメール等で記録を残す。

◆保育に従事する者の資格

有資格者とは・・・保育士又は看護師

指導基準1 (2)

保育士又は看護師の資格を有する者が常時配置されることが望ましい。
保育に従事する全ての者(複数の保育従事者を雇用又は委託している場合については、採用した日から1年を超えていない者を除く。)が、**保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者**であること。

※都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修

(例) 居宅訪問型保育基礎研修、子育て支援員研修(地域保育コース)、
(公社)全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び
ベビーシッター現任研修、認定ベビーシッター資格取得に関する科目の履修 など

【指導基準 3 非常災害に対する措置】

◆ 防災上の必要な措置について

指導基準 3、4

地震、火災等の災害発生時における対処方法について
検討及び実施をしているか。

例えば、

○避難経路や消火用具の場所の確認

○事前に保護者と避難場所や引き渡しについて確認をする
などの、非常災害発生時を想定した配慮をする。

【指導基準 5 保育内容】①

- ◆ **保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか。**
(以下の事項について理解し、配慮した保育をしているか。)

- 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 指導基準 5 (1)
- 乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項
- 子どもの遊び等に関する事項など
- 保育の実施に関して留意すべき事項

- ◆ **保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。**

指導基準 5 (2) a

- 保育従事者の質の向上のため、**定期的な研修の実施**をしてください。
(例) 公益財団法人東京都福祉保健財団が主催する認可外保育施設職員テーマ別研修など

※港区からは、区主催研修の通知をメールにてお知らせいたします。

【指導基準 5 保育内容】②

◆ 乳幼児の人権に対する十分な配慮がなされているか。指導基準 5 (2) b

- 乳幼児に心理的、身体的苦痛を与えることや人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮してください。

遊びの一環、寝かしつけのため、しつけのためと称するか否かを問わず
乳幼児に心理的・身体的な苦痛を与えてはいけません。

◆ 児童相談所等の専門機関と連携する等の体制がとられているか。指導基準 5 (2) c

- 利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、専門的機関への通告等を行う体制を作ってください。

【指導基準 5 保育内容】③

◆ 保護者と密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施をしているか。

- 連絡帳又はこれに代わる方法により、可能な限り保護者と密接な連絡を取ることを心がけてください。

指導基準 5 (3)

◆ 保護者との緊急時の連絡体制がとられているか。

- 保護者の緊急連絡先等を把握してください。

(緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。)

※かかりつけ医等の緊急時必要な連絡先も併せて把握すること。

保育者による虐待・不適切な保育の例 ①

■ 身体的な虐待・乱暴なかかわり

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、頭を小突くなど暴力を振るう。
- 食事の際に無理やり口にご飯を入れる。
- 寝かしつける時に音がするほど強く叩く。バウンサー・ベビーラックを激しく揺らす。
- 児童の腕や衣服などを掴んで引っ張る。

■ 心理的な虐待・人格を尊重しないかかわり

- 呼び捨てや強い言葉、傷つけるような言葉を投げかける。
- 命令口調や物事を強要するような言葉を投げかける。
- 罰や条件を持ち出して脅すような言葉を投げかける。
- 大きな声や音を出し、児童を委縮させる。

乳幼児の人権に配慮した保育

保育者による虐待・不適切な保育の例 ②

■ 性的な虐待

- 裸にして、保育者が個人的に児童の写真を撮る。
- 着替えや排せつ介助の際などに、性器に触れるなどのわいせつ行為。
- 愛情表現やスキンシップと称して、必要以上に身体を触るなど。

■ ネグレクト

- 汚れたオムツを替えずにそのままにする。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 構って欲しい乳幼児に対して無視や拒絶をする。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

指導基準 7 (1)

◆ 乳幼児の健康状態の十分な観察が行われているか。

① 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。

➤ 視点としては、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等

② 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

◆ 職員の健康診断

指導基準 7 (2)

- ①健康診断を採用時及び1年に1回受けているか。
- ②検便を実施しているか。
 - 食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容等の実情に応じ検便を実施してください。
 - 検査結果を適切に保管してください。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

添付資料 3, 4 参照

◆ 安全計画を策定し、当該計画に従い児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。

指導基準 7 (5) a

- 安全計画を策定してください。
- 保育開始前には、室内外の安全点検を行い、児童の安全確保に努めてください。

指導基準 7 (5) b

◆ 職員に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。

◆ 安全計画に定める訓練や研修の受講を定期的実施しているか。

- 救命救急の実技講習
- 緊急時における対応について（119番通報、避難訓練等）

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

添付資料 3, 4 参照

◆ 保護者に対して安全計画に基づく取組の内容等について 周知されているか。

指導基準 7 (5) c

- 施設、施設外の安全点検について、研修の受講計画について等を保護者に必ず周知してください。
- 緊急時の連絡方法について、保護者と必ず確認をしてください。

◆ 児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び 降車の際に児童の所在が確認されているか。

指導基準 7 (5) f

- 点呼や児童の所在を確実に把握することができる方法等により児童の所在を確認してください。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

- ◆ **事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を定期的に受講させているか。**

指導基準 7 (5) g

- 定期的に心肺蘇生法等の実技講習を受講してください。
受講証や研修修了証により確認します。

- ◆ **賠償責任保険等に参加するなど、事故に備えているか。**

指導基準 7 (5) h

- 賠償すべき事故が発生した場合に、損害補償を速やかにできる
ように備えてください。

【指導基準 7 健康管理・安全確保】

添付資料 1, 2 参照

◆事故が発生した場合、速やかに報告をしているか。

指導基準 7 (5) i

令和 8 年度 通知により報告対象が新たに追加され、報告様式が変更及び追加になりました。

- 報告の対象となる死亡事故や重篤な事故等が発生した場合、治癒に要する期間が 30 日以上かかる負傷や疾病を伴う事故等は所定の様式で区に報告が必要です。
- 自動車への置き去り事故が報告対象に追加

◆ケガ等の事故状況について、記録を残しているか。

指導基準 7 (5) j

- 事故の状況や処置について記録を残してください。

【指導基準 8 利用者への情報提供】

添付資料 5 参照

◆ 利用者へのサービスに関する内容の提示 指導基準 8 - (1)

- 利用者に対し、サービスに関する内容（14項目）について書面等により提示してください。
- 利用する保護者に対し、同じ提示内容を「ここdeサーチ」に掲載する必要があります。
- 「ここdeサーチ」への入力は港区が行っています。提示内容を変更した場合は、区への報告も忘れずに行ってください。

【指導基準 8 利用者への情報提供】

添付資料 5 参照

◆ 利用者へのサービスに関する内容の提示

● 提示されていないことが多い項目

- ・ 利用定員
- ・ 設置者及び職員に対する研修の受講状況
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 緊急時における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待防止のための措置に関する事項
- ・ 設置者が過去に事業停止命令をうけたか否かの別

指導基準 8 - (1)

提携する医療機関がない場合は「なし」と記載してください。

【指導基準 8 利用者への情報提供】

添付資料 6 参照

◆ サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

指導基準 8 - (2)

- 利用契約が成立した際は、その利用者に対し、契約内容（8項目）を記載した書面等を交付してください。
- **交付する書面等に記載されていないことが多い項目**
 - ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

◆ サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明

指導基準 8 - (3)

- サービス利用予定者から申し込みがあった場合、サービスを利用するための契約内容等について説明を行ってください。

【指導基準 9 備える帳簿】

◆職員に関する書類等の整備がされているか

○職員の氏名、連絡先、職員の有資格を証明する書類（写し）、採用年月日がわかるものなど

◆労働基準法その他の法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務づけられている帳簿等があるか

○労働者名簿（労働基準法第107条）

○賃金台帳（労働基準法第108条）

○雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務
（労働基準法第109条）

◆利用乳幼児に関する書類等の整備がされているか

○利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類

【指導基準 10 設置者の経営姿勢】

保育に対する姿勢

◆利用乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うための適切な経営姿勢であること。

- 保育の充実のために、関係法令及び基準を遵守し実行する、真に積極的な姿勢であるか
- 保育従事者の確保や保育内容等に対して利益を優先させていないか
- 保育サービスを実施する責任者として適切な対応を行っているか

令和7年度 指摘の多い項目①

◆ 有資格者または研修を修了した者が配置されていない。

指導基準 1 (2)

◎有資格者または都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者を配置してください。

◆ 保育計画を作成し、保育従事者に対して研修を実施していない。

指導基準 5 (2) a

◎採用時および定期的に研修を実施し、保育従事者の質の向上を図るよう努めてください。

※港区主催の保育研修については、メールにて通知いたします。

◆ 調理・調乳を行う場合、検便を実施していない。

指導基準 7 (2) b

◎食事の提供を行う場合には、提供頻度やその内容の実情に応じ、検便が必要です。

※継続的に行う場合は、30日以内に1回検便が必要となります。

◆ 救命講習（実技講習）を受講していない。

指導基準 7 (5) g

◎心肺蘇生等の実技がある講習を職員が定期的を受講できるようにしてください。

令和7年度 指摘の多い項目②

◆ 利用者に提示する施設及びサービスに関する内容が不十分。

指導基準 8 (1)

◎ サービスの内容に関する項目 (14項目) を、書面等で利用者に提示してください。

◆ 利用者に対して交付する契約内容の書面等の内容が不十分。

指導基準 8 (2)

◎ サービス利用者に対し、契約内容 (8項目) を、書面等により交付してください。

◆ 労働者名簿の記載内容が不十分。

指導基準 9 (1) b

◎ 労働基準法に基づき、労働者名簿には次の項目を記載してください。

①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥雇入年月日 ⑦従事する業務

⑧退職の年月日及び事由 (解雇の場合はその理由) ⑨死亡の年月日及びその原因

※特に多いのは⑧の記載漏れになります。

認可外保育施設指導監督基準を 満たす旨の証明書について

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

- ◆ 児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく立入調査の結果「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全てを満たしている施設（事業所）に対し**「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」**（以下「証明書」という）を交付しています。

証明書対象施設

施設種別	証明書 交付対象	備考
以下のどの施設にも該当しない施設	○	
ベビーホテル	○	
事業所内保育施設（企業主導型保育事業以外）	○	
院内保育施設	○	
企業主導型保育事業	○	
居宅訪問型保育事業	○	
店舗等において顧客の乳幼児を対象した 一時預かり施設 （例）デパート、自動車教習所、スポーツ施設 歯医者等の一時預かり施設	△	顧客の乳幼児以外の乳幼児を受け 入れている場合は証明書交付対象
臨時に設置された施設	×	
親族間の預かり合い	×	

証明書の交付について

- ◆ 児童福祉法第59条および子ども・子育て支援法第58条に基づく立入調査の結果「認可外保育施設指導監督基準」の項目を全て満たしている事業所に対し、交付されます。

立入調査の結果

→ 《指摘事項がない場合》

原則として、立入調査又は書類審査後に指摘事項がないことを確認した日の翌月1日付で交付

→ 《指摘事項がある場合》

原則として、改善状況報告提出後、指摘事項の改善を確認した日の翌月1日付で交付

証明書の返還について

- ◆ 証明書交付後、基準項目を満たしていないことが確認された場合は、原則として証明書の返還を求めます。
- ◆ 証明書返還後、再度基準を満たしているかを確認し基準項目を満たしていると確認された場合に証明書が再交付されます。
(原則として、確認ができた日の翌月 1 日付)

認可外保育施設（証明書あり） 保育料助成制度について

認可外保育施設(証明書あり)は、保育料助成制度の対象施設となります。

なお、認可外保育施設(証明書交付なし)保育料助成制度は令和7年3月利用分で終了となり、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていない事業所に関しては、一律助成の対象外となりました。

※詳細につきましては、港区ホームページをご覧ください。

子どもを預かることは、命を預かる大変責任の重い
仕事であることを十分認識し、事業を行ってください。